

判事補の弁護士職務経験に関する取決め書（モデル）

最高裁判所（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成１６年法律第１２１号。以下「法」という。）第２条第１項の規定等に基づき、判事補〇〇（以下「丙」という。）が弁護士となってその職務を経験すること（以下「弁護士職務経験」という。）に関して、次のとおり取決めを締結する。

（弁護士職務経験の実施等）

第１条 甲は、丙から法第２条第１項の同意を得て、この取決めに基づき、丙が弁護士となってその職務を行うものとし、乙及び丙は、協議の上、この取決めの定めるところに従った弁護士職務経験の合意に達した場合には、その旨の雇用契約（以下「本件雇用契約」という。）を締結するものとする。

２ 丙の弁護士職務従事期間（以下「従事期間」という。）は、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までとする。

３ 本件雇用契約の期間は、前項に定める従事期間と同一の期間とする。

（弁護士職務経験の終了等）

第２条 甲は、法第７条第２項の規定により丙の弁護士職務経験を継続することができないか又は適当でないと認める場合は、前条の規定にかかわらず、弁護士職務経験を終了するものとする。

２ 丙が本件雇用契約上の地位を失う場合には、乙は、あらかじめ甲にその旨を通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難な場合には、丙がその地位を失った後、直ちに、その旨を通知するものとする。

３ 判事補の弁護士職務経験に関する規則（平成１６年最高裁判所規則第１９号）

第5条第6号及び第7号に規定する場合には、乙は、直ちに、甲にその旨を通知するものとする。

4 甲は、弁護士職務経歴を終了するものとした場合には、直ちに、乙にその旨を通知するものとする。

5 甲は、丙が裁判所事務官の身分を失ったときは、直ちに、乙にその旨を連絡するものとする。

(業務内容)

第3条 乙は、法第1条の目的に照らし、丙の業務の内容が、できるだけ幅広いものとなるように配慮するものとする。

(服務)

第4条 丙の従事期間における本件雇用契約における服務等は、次のとおりとする。

イ 丙は、その従事期間中、本件雇用契約に基づいて、乙が当事者その他関係人から委託を受けた事務（〈個人の場合〉乙と共同して当事者その他関係人から依頼を受けた事務）を行う。ただし、丙は、乙の業務に支障を生じない範囲において、その勤務時間内においても、法第4条第2項ただし書の規定により単独で当事者その他関係人から依頼を受けて行うことを承認された事務又は官公署から委嘱を受けた事務を行うことができる。

ロ 従事期間における弁護士業務に係る丙の服務は、法、弁護士法（昭和24年法律第205号）、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）により準用される国家公務員法（昭和22年法律第120号）国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）及びその他の法令並びに〇〇就業規則の定めるところによる。

2 甲及び乙は、丙に対して懲戒処分を行ったときは、互いに、その旨を処分の理由の要旨とともに速やかに通知するものとする。

(勤務条件等)

第5条 丙の従事期間における本件雇用契約における勤務条件等は、次のとおりとする。

イ 報酬等の額は、別紙1のとおりとする。

ロ 丙は、乙の業務に関する経費を負担しない。

ハ 法第4条第2項ただし書の規定により丙が単独で当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行った場合又は官公署から委嘱を受けた事務を行った場合においては、着手金、報酬その他当該依頼者から当該事務の対償として受け取るものは、丙に帰属する。

ニ 前項の場合において、丙が当該事務に関して事務員その他乙に雇用される者を使用し、又は、乙の設備若しくは備品を使用したときは、乙はあらかじめ本件雇用契約において定めるところに従い、相当な金額を丙から徴収することができる。

ホ 丙の就業の場所は、〇〇とする。

ヘ 丙の従事期間における勤務時間、休憩、休日及び休暇については、労働基準法（昭和24年法律第49号）その他の関係法令の規定に従い、乙に雇用される弁護士（職員）の例による。

ト 乙は、丙に対し、退職手当等（法第11条第3項に規定する退職手当等をいう。）を支給しない。

(社会保険等)

【政管健保に加入する場合】

第6条 乙は、丙が従事期間中加加入する政府が管掌する健康保険の手續等について協力する。この場合において、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による事業主が負担すべき保険料については、乙が負担するものとする。

- 2 丙は、従事期間中、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の長期給付に関する規定の適用を受ける。この場合において、同法に規定する長期給付に係る国の負担金については、乙が負担するものとする。
- 3 乙は、従事期間中、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の拠出金を負担するものとする。
- 4 第1項及び第2項による乙の負担金、前項の拠出金の支払並びに丙が負担すべき掛金の徴収等については別紙2のとおりとする。

【弁護士国保に加入する場合】 【国保に加入する場合】

- 第6条 丙は、従事期間中、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の長期給付に関する規定の適用を受ける。この場合において、同法に規定する長期給付に係る国の負担金については、乙が負担するものとする。
- 2 乙は、従事期間中、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の拠出金を負担するものとする。
 - 3 第1項による乙の負担金、前項の拠出金の支払並びに丙が負担すべき掛金の徴収等については別紙2のとおりとする。

（福利厚生）

- 第7条 丙が、従事期間において利用できる福利厚生の内容は、乙に雇用される弁護士又は職員が利用できるものと同程度のものとする。

（業務災害及び通勤災害の取扱い）

- 第8条 乙は、従事期間における丙の業務上の災害及び通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）上の給付を受けるために必要な手続について協力する。
- 2 乙は、丙を被保険者として、弁護士賠償責任保険に加入するものとする。

(弁護士職務経験の状況の連絡)

第9条 乙は、必要があると認めるときは、甲に対し、丙の勤務条件及び出勤状況その他の業務への従事状況について連絡することができる。

2 甲は、乙に対し、必要があると認めるときは、丙の勤務条件及び出勤状況その他の業務への従事状況についての連絡を求めることができる。この場合、乙は、当該事項について甲に連絡するものとする。

(特別取扱いの禁止)

第10条 乙は、丙の従事期間中、報酬その他の処遇に関し、丙の能力及び経験に照らして特別であると認められる取扱いをしてはならない。

(取決めの変更)

第11条 甲及び乙は、この取決めの内容を変更することを希望する場合には、相手方に対し、変更を必要とする理由を示した上で、変更の申し出を行うことができる。

(疑義等の決定)

第12条 この取決めに定めのない事項及びこの取決めに疑義が生じた場合には、甲と乙とが協議して定めるものとし、必要なときには、甲において丙の同意を得るものとする。

(その他)

第13条 この取決めに証するため、甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

2 甲は、この取決めの内容を丙に明示するものとする。

平成29年3月〇〇日

甲 最高裁判所

事務総長

今 崎 幸 彦

乙

○ ○ ○ ○

(別紙1)

1 報酬等

平成29年度〇〇〇万〇〇〇〇円, 平成30年度〇〇〇万〇〇〇〇円
〇〇規定に基づき, 通勤交通費を支給する。

2 支給方法

毎月〇〇万〇〇〇〇円を, 毎月〇〇日に支給するものとする。

(別紙2)

【政管健保に加入する場合】

- 1 乙は、裁判所共済組合に対し、標準報酬の算定の基礎となった報酬月額又は賞与等の額、標準報酬月額・等級又は標準賞与等の額、一般保険料及び介護保険料等の通知をするものとする。標準報酬の定時決定、随時改定、被扶養者の増減の際にも、その都度通知をするものとする。
- 2 乙は、裁判所共済組合から、長期給付に係る標準報酬の算定の基礎となった報酬月額又は賞与等の額、標準報酬月額・等級又は標準賞与等の額、厚生年金保険料額、厚生年金保険負担金額、退職等年金分掛金額、退職等年金分負担金額、経過的公務上負担金額、子ども・子育て拠出金額等の通知を受けるものとする。長期給付に係る標準報酬の定時決定、随時改定の際にも、その都度通知を受けるものとする。
- 3 乙は、丙に対する報酬の支給時に丙から徴収した長期給付に係る掛金及び負担金並びに子ども・子育て拠出金を、裁判所共済組合の定める明細書を作成の上、同組合の指定する口座に報酬を支給した日の属する月の末日までに振り込むものとする。

【弁護士国保に加入する場合】 【国保に加入する場合】

- 1 乙は、裁判所共済組合に対し、3か月に1度、3か月分をまとめて、報酬額又は賞与の額等の通知をするものとする。
- 2 乙は、裁判所共済組合から長期給付に係る標準報酬の算定の基礎となった報酬月額又は賞与等の額、標準報酬月額・等級又は標準賞与等の額、厚生年金保険料額、厚生年金保険負担金額、退職等年金分掛金額、退職等年金分負担金額、経過的公務上負担金額、子ども・子育て拠出金額等の通知を受けるものとする。長期給付に係る標準報酬の定時決定、随時改定の際にも、その都度通知を受けるもの

とする。

- 3 乙は、丙に対する報酬の支給時に丙から徴収した長期給付に係る掛金及び負担金並びに子ども・子育て拠出金を、裁判所共済組合の定める明細書を作成の上、同組合の指定する口座に報酬を支給した日の属する月の末日までに振り込むものとする。